

役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人紫苑の会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を現金で支払うことができる。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。なお、支給方法としては半期(9月および3月)で締め、現金にて支給するものとする。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。なお、支給方法としては半期(9月および3月)で締め、現金にて支給するものとする。

3 但し、理事及び評議員が業務にあたった時間が、3時間を超えない場合、報酬は半額とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を現金で支払うことができる。

(決議の省略の場合の報酬)

第6条 定款第13条第4項及び第26条第2項の規定に基づき決議の省略を行った場合の第3条の規定の適用については、理事会等の決議の目的である事項の提案について役員及び評議員が同意等の意思表示をしたときは、当該役員及び評議員は、当該理事会等に出席したものとみなす。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

附則

この規程は平成17年4月1日より適用する。

この規程は平成19年4月1日より適用する。

この規程は平成19年11月1日より適用する。

この規程は平成24年2月25日より適用する。

この規程は平成29年6月23日より適用する。

この規程は平成30年3月12日より適用する。

この規程は令和元年9月30日より適用する。

第6条の追加、条番変更は、令和2年11月7日より施行する。

別表 1

名 称	報酬
理事会出席報酬等	5,000円
評議員会出席報酬等	5,000円

別表 2

名 称	報酬	報酬(3時間未満)
理事及び評議員業務報酬等	10,000円	5,000円
監事監査指導報酬等	10,000円	5,000円

別表 3

旅費	宿泊費	報酬1日	その他
実費	実費	10,000円	実費